

稲作農家の皆さんにお答えします

～農林水産省農産園芸局企画課 (☎03-3591-4959) より～

Q. 「2000年に減反廃止」との新聞報道がありました。本当ですか？

A. 米の特例措置の関税措置への切換えと関連付けて、あたかも国が生産調整を廃止するかのよう報道や生産者や生産者団体の自主性に全て委ねてしまうかのような報道がありましたが、これは全くの事実無根です。農林水産省は、速やかに、報道機関に対して抗議を行いました。

Q. 関税措置への切換えにより、11年度の生産調整は必要ないと思いませんか？

A. 生産調整は国内産米の需給ギャップを解消するために行っているものです。さらに10年10月現在の国内産米の在庫は344万トンもあり、適正在庫に削減するためにも、11年度も引き続き、今年と同じ水準の生産調整を行う必要があります。

Q. 関税措置への切換えが、国内農家に与える影響はどのようなのですか？

A. 切換えに当たっては、適切な関税率を設定します。また、切換え後もミニマム・アクセスとしての輸入分については、従来どおり国家貿易を維持します。今回の措置により、国内産米の需給や国内稲作農家に影響が出るものとは考えていません。次期WTO交渉に当たっては、稲作農家の方々の悪影響が出ないように、万全の体制で臨みたいと考えています。

Q. ミニマムアクセス米は、どのように使われているのですか？

A. ミニマムアクセス米については、国内産米で対応し難い加工用等として取り扱うことにより、極力国内産米の需給に影響を与えないようにしています。

《転作くんのひとりごと》

近年、消費者の農産物に対する健康・安全志向の高まりから「産地に適応した有機農産物等の基準を定め、この基準を満たした県産農産物を県が「認証」することにより、消費者に対する信頼性の向上を図り、円滑な流通を促進する」という「有機農産物等認証制度」なるものが話題となっている。最初は「米」のみに認証制度を適用し、続いて野菜及び果実の順になるようだ。こういう制度が確立されると、いままで生産調整を実施しないで「有機米」を看板にPB米（プライベートブランド米）として販売している生産者にとっては今後大きな影響があると思うが……これも消費動向を見据えた上での制度化のようだ。とは言え、非常に要件等が厳しく「認証」されるまでは苦労するようだ。今後要件等が議論の対象となることは間違いないだろう。今は米の銘柄だけで買っていく消費者もいるようだが、この先銘柄だけではなく肥培管理までも明確で安全性の高い、消費者の求める良質米の生産に努めようではないか。話は変わるが、昨年未達成者の登録が多かったある商系業者は「昨年までの米がまだ十分あるので11年産米については、生産調整を実施しない農家から買わなくてもよい」と断言している。やはり米は余っている。にもかかわらず、昨年より未達成者が増えている。口酸っぱく言っていることだが、「ほとんどの農家が生産調整を実施し、米価の維持に努めているから、未達成者の米が売れるのであって、決して、良い米だからとかうまいからといって売れているのではない」と言うことをなぜ理解できないのだろうか。地域社会は、人と人が支えあって成り立っている。一時の「欲」だけで、今まで築き上げてきた信頼感が崩れるとしたら……非常に悲しいことだ。95%以上の農家が生産調整に取組み、必死に地域の和を大切にしている。未達成農家の皆さんまだ遅くありません、冷静に考えてみて下さい。誠意ある決断を待っています。

Q. 12年度からの生産調整はどうなるのでしょうか？

A. 近い将来、米の生産と消費の間の構造的なギャップがなくなるとは考えられません。ですから、必然的に、行政と農業団体が一体となって米の生産調整を推進することが重要です。12年度から次期生産調整対策の具体化についても、早急に、各方面の意向を踏まえながら検討していきます。その際には、稲作・転作一体となった水田営農の確立、国内農業生産の維持・増大、適地適作の推進などこれからの農政の方向性を十分盛り込んでいきたいと考えています。

Q. 我が国の食料自給率をどう考えているのですか？

A. 食生活の変化や国土資源の制約などから、我が国の食料自給率は一貫して低下しており、供給熱量自給率は41%と主要先進国の中で最低の水準です。このこともあり、将来の我が国の食料事情に対して、国民の7割が不安感を抱いています。食料安全保障の観点からも、国内農業生産を食料供給の基本に位置付け、可能な限りその維持・増大を図るとともに、関係者の努力喚起及び政策推進の指針として、食料自給率の目標を策定していきたいと考えております。

平成12年4月から介護保険制度が始まります

申請をすると介護の専門知識を持つ調査員が家庭を訪問し、本人の心身の状態などを全国共通の「調査票」に基づいて調査します。訪問調査では、どんなことを聞かれるのかたいへん気になるところです。そこで今回は、平成10年9月30日から全国一斉に行われたモデル事業の際に使用した調査票の調査項目をご紹介します。(なお、介護保険制度がスタートするまでの間に、調査項目は変更される場合もあります。)

調査票は、①概況調査 ②基本調査 ③特記事項の3つになります。

- ①「概況調査」では、申請者の住所・氏名・生年月日、連絡先、現在受けているサービスの状況、家庭状況、住宅の状況等を調査することになっています。
- ②「基本調査」では、申請者の食事や入浴、日常生活の動作能力などの調査を行います。内容は次の32項目です。

身体機能について

1. 視力
2. 聴力
3. 麻痺などの有無
4. 関節の動き
5. 床すべ
6. 手の持ち上げ(胸元まで)
7. のみ込み

基本的な身体動作

8. 寝返り
9. 起き上がり
10. 座位保持(両足がついた状態)
11. 座位保持(両足がつかない状態)
12. 立ち上がり
13. 両足での立位保持
14. 片足での立位保持
15. 歩行
16. 乗り降り



日常生活動作

17. 尿意・便意
18. 排尿後の後始末
19. 排便後の後始末
20. 浴槽の出入
21. 洗身
22. 清潔
23. 食事の摂取
24. 衣服の着脱

手動的日常生活動作

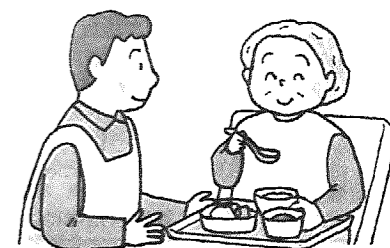
25. 居室の清掃
26. 薬の内服
27. 金銭の管理

認知や行動について

28. 意思の伝達
29. 介護側からの指示への反応
30. 記憶や理解度 (日課・生年月日・名前・季節・場所など)
31. 問題となる行動
32. 過去14日間に受けた医療

この基本調査をもとに、1次判定が行われます。

③「特記事項」は、基本調査だけでは不十分と調査員が判断した場合に、基本調査の各項目について詳細に補助説明を記入することになります。特記事項の内容は、認定審査会での判定の重要な判断材料となります。



ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

調査員から、本人の心身状態について調査を行ってもらう場合、申請者本人は、どんな点に注意したらいいのですか？

調査の時は、ありのままの姿を調査員に調査してもらうことが大切です。普段できない動作を無理にがんばったり、また逆に重いふりをするのはよくありません。また、この基本調査をもとにコンピューターによる1次判定が行われますが、最初の認定・判定がずっと固定されるわけではなく、定期的に見直されます。ですから、調査時には普段の心身の状態を調査してもらいましょう。